

## 「健康経営優良法人2023」認定項目の具体的取組内容(中小規模法人部門)

会議所コード：2015

商工会議所名：藤枝

<2023年認定要件>

※黄色で色付けした内容は重点項目

評価項目	適合	具体的取組
健康経営の具体的な推進計画	必須	生活習慣病等の疾病の高リスク者に対する重症化予防（対象者に速やかに医療機関を受診するよう伝え、初回が就業時間内の場合は就業時間認定）
従業員の健康診断の実施(受診率実質100%)	○	対象従業員全員が定期健康診断を受診
受診勧奨に関する取り組み	○	個別面談及び回覧やメールでがん検診等の受診勧奨、受診時の就業時間認定や特別休暇付与
50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	-	厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムを活用し、全従業員を対象に実施（年2回実施） ※認定要件非該当
管理職・従業員への教育	○	社外で開催される健康関連全般や感染症予防対策等の研修に管理職・従業員が参加
適切な働き方の実現に向けた取り組み	○	・ 残業の事前申告制度 ・ 1時間単位での年次有給休暇の取得 ・ 月2回以上のノー残業デー設定および実施
コミュニケーションの促進に向けた取り組み	○	社内グループウェア上での所内メールや掲示板の活用
私病等に関する両立支援の取り組み	○	・ 1時間単位での年次有給休暇の取得制度 ・ 両立支援に関する相談窓口および体制を整備
保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	○	・ 管理職を通じた利用勧奨や進捗確認を実施 ・ 地域産業保健センター等による保険指導の実施 ・ 社内の特定保険指導実施場所を提供
食生活の改善に向けた取り組み	○	アクサの健康サポートパッケージ（食事・栄養管理支援アプリ）を全職員にメールし、利用勧奨
運動機会の増進に向けた取り組み	○	職場において、毎朝、就業時間内の8:30にラジオ体操実施（全館放送でチャイムの代わりに音楽が流れる）アクサの運動機会増進アプリ利用勧奨
女性の健康保持・増進に向けた取り組み	○	・ 女性管理職による女性の健康専門相談窓口設置 ・ 女性の健康保持、増進に向けた健康講座の開催
長時間労働者への対応に関する取り組み	○	月30時間以上の超過勤務が発生していない ※平均月間所定外労働時間(2021年度実績)5時間
メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	○	・ メンタルヘルス、ハラスメント相談窓口の設置 ・ 従業員に対する定期的な面談、声掛けの実施 ・ 1時間単位での年次有給休暇の取得制度
感染症予防に関する取り組み	○	・ インフルエンザ等の予防接種時の就業時間認定 ・ インフルエンザ予防接種時の一部費用補助
喫煙率低下に向けた取り組み	○	たばこの健康影響や禁煙などに関する情報を所内回覧等を通じての教育や研修機会を提供して実施
受動喫煙対策に関する取り組み	必須	・ 会館管内の各階に、県のHPで公表されている「受動喫煙防止啓発デザイン(屋内禁煙)」を掲示